

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 5 月 12 日

金 曜 日

第 4202 号

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 4

公 告

○特定非営利活動法人の設立認証の申請

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 5 月 12 日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第 3 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第28条第 1 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 国外免許証の交付に係る申請の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日の午前10時から午前11時まで及び午後 2 時から午後 3 時までとする。

第28条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 免許証の再交付に係る申請の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後 2 時から午後 3 時までとし、日曜日は予約者のみ午前10時30分から午前11時まで及び午後 2 時から午後 2

時30分までとする。

第28条第3項を次のように改める。

- 3 前条第6項の申請の受理を行う日及び時間は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後4時30分まで、日曜日は予約者のみ午前11時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分までとし、高岡運転免許更新センター及び警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

第44条の3第6項を次のように改める。

- 6 第1項及び第4項の規定に係る申請等の受理を行う日及び時間は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後4時30分まで、日曜日は予約者のみ午前11時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分までとし、高岡運転免許更新センター及び警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

第44条の3に次の2項を加える。

- 7 第3項の規定に係る届出の受理を行う日及び時間は、運転免許センター長を経由する場合は、運転免許センターにおいては休日以外の月曜日から金曜日の午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後5時まで並びに日曜日の午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後4時まで、高岡運転免許更新センターにおいては休日以外の月曜日から金曜日の午前10時30分から午後0時まで及び午後3時から午後5時までとし、警察署長を経由する場合は、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 8 第5項の規定に係る届出の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

第45条に次の1項を加える。

- 2 前項に係る届出の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

様式第26号の6を次のように改める。

様式第26号の6 (第44条関係)

臨 時 適 性 検 査 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
殿

富山県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 留
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

- ※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- ※ 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、富山県警察本部運転免許センター免許講習係に提出してください。
- ※ この通知について、不明な点がある場合には、富山県警察本部運転免許センター免許講習係までお問い合わせください。

富山県警察本部運転免許センター免許講習係
住所 富山市高島62番地1
電話 076-441-2211

附 則

この規則は、平成29年 5 月 14 日から施行する。

告 示

富山県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第 1 号の規定により公示する。

平成29年 5 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
やくとファーマ シー大島	射水市赤井40- 1	育成医療、更生 医療	調剤	平成29年 5 月 1 日
ファーマみらい 新牧野薬局	黒部市新牧野 227番地 1	育成医療、更生 医療	調剤	平成29年 5 月 1 日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非
営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり
公告する。

平成29年 5 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人まなびや
- 3 代表者の氏名
北島 真由美
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市旭町3番3号 旭町ビル
- 5 定款に記載された目的

この法人は、小学校等に就学している児童に対して、発達段階に応じた主体的な学習、遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図る事業を行い、当該児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月12日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とやま糖尿病療養支援機構
- 3 代表者の氏名
戸邊 一之
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市杉谷2630番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主に富山県で糖尿病診療に携わる医師やコメディカルなどの医療従事者、糖尿病患者及び家族に対して、糖尿病診療に関する正しい知識の普及・啓発等に関する事業を行い、もって保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。